

施設整備事業を推進するための基本的な指針（平成二十三年総務省告示第四百号）新旧対照表

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>1 (略)</p> <p>2 施設整備事業の内容に関する事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 信頼性向上施設整備事業の内容に関する事項</p> <p>本法の運用において、支援措置の対象とする信頼性向上施設整備事業は、電気通信業又は有線テレビジョン放送業の用に供する施設であつて、電気通信システムの信頼性を著しく高めるための次に掲げる信頼性向上施設を整備する事業であつて、電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者又は放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第六号に規定する有線テレビジョン放送事業者が行うものである。</p> <p>(1) 本法第二条第三項第一号に定める施設（電気通信役務の提供に支障が生じている場合又は生ずるおそれがある場合における当該支障の速やかな除去又は発生の防止を行うことを目的として設けられる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設）次に掲げる電気通信設備及びこれを設置するための建物その他の工作物からなる施設</p> <p>(i) (ix) (略)</p> <p>(x) サーバー用の電子計算機（<u>首都直下地震緊急対策区域（首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域をいう。以下同じ。）</u>）以外の地域</p>	<p>1 (同上)</p> <p>2 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 (同上)</p> <p>(1) (同上)</p> <p>(i) (ix) (同上)</p> <p>(x) サーバー用の電子計算機（<u>東京圏（多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）第二十二條第一項に規定する東京圏をいう。以下同じ。）</u>）以外の地域における自己の電子計算機の情報</p>

における自己の電子計算機の情報処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設（以下「特定情報通事業施設」という。）に設置されるものに限る。

（のうち、**首都直下地震緊急対策区域**における特定情報通事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報を複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供するもの

(2) (xi) (略)

処理機能の全部若しくは一部の提供を行う事業又は委託を受けて自己の施設において顧客の電子計算機の保守若しくは管理を行う事業のための施設（以下「特定情報通事業施設」という。）に設置されるものに限る。）のうち、**東京圏**における特定情報通事業施設に設置された電子計算機に保管された顧客の情報の複製物を保管し、かつ、災害、事故その他の事情により当該情報が滅失又は毀損した場合その他の当該情報の利用に支障が生じた場合において、当該情報の複製物を電気通信回線を介して当該顧客に提供する事業の用に供するもの

(2) (xi) (同上)